

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示  
平成 9年 3月17日通商産業省告示第127号

改正：令和 2年 4月10日経済産業省告示第91号（バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月10日	
<p style="text-align: center;">（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）</p> <p><b>第一条</b> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる<b>期間内</b>に行うこと。</p> <p>イ 製造した後の経過年数（以下この条において「経過年数」という。）二十年以下のもの 二十年</p> <p>ロ 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 外観検査</p> <p>（1）目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なもの場合には、非破壊検査による確認は、外面に代え、内面について行うことができる。</p> <p>（2）バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。</p> <p>ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商</p>	<p style="text-align: center;">（バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査）</p> <p><b>第一条</b> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる<b>期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）</b>に行うこと。</p> <p>イ 製造した後の経過年数（以下この条において「経過年数」という。）二十年以下のもの 二十年</p> <p>ロ 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>二 バルク貯槽の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 外観検査</p> <p>（1）目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なもの場合には、非破壊検査による確認は、外面に代え、内面について行うことができる。</p> <p>（2）バルク貯槽の鋼板の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを</p>

<p>産業省令第四号) 第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあっては、常用の圧力の一・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。（イ(1)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合を除く。）</p> <p>ハ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。</p> <p>三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</p> <p>イ 検査を行った者の名称又は記号</p> <p>ロ 検査を行った年月</p> <p>2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる<b>期間内</b>に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。</p> <p>イ バルク貯槽の附属機器</p> <p>(1) 安全弁 五年</p> <p>(2) 安全弁以外の附属機器であつて、経</p>	<p>確認すること。</p> <p>ロ 耐圧試験 常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備（以下単に「第二種特定設備」という。）にあっては、常用の圧力の一・三倍以上)の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異状がないことを確認すること。（イ(1)の非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合を除く。）</p> <p>ハ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。</p> <p>三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</p> <p>イ 検査を行った者の名称又は記号</p> <p>ロ 検査を行った年月</p> <p>2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる<b>期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）</b>に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附</p>
--	---

<p>過年数二十年以下のもの 二十年</p> <p>(3) 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>ロ バルク容器の機器</p> <p>(1) 経過年数二十年以下のもの 二十年</p> <p>(2) 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>二 附属機器等の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 外観検査</p> <p>(1) 附属機器等を分解し、目視及び非破壊検査により、附属機器等の外面について腐しよく、割れ、きず、変形等の欠陥がないことを確認すること。</p> <p>(2) 附属機器等の耐圧部分の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。</p> <p>ロ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で、空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。</p> <p>ハ 性能検査 附属機器等の性能試験又は作動試験を行い、附属機器等としての性能を確認すること。</p> <p>三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</p> <p>イ 検査を行った者の名称又は記号</p> <p>ロ 検査を行った年月</p>	<p>属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。</p> <p>イ バルク貯槽の附属機器</p> <p>(1) 安全弁 五年</p> <p>(2) 安全弁以外の附属機器であって、経過年数二十年以下のもの 二十年</p> <p>(3) 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>ロ バルク容器の機器</p> <p>(1) 経過年数二十年以下のもの 二十年</p> <p>(2) 経過年数二十年を超えるもの 五年</p> <p>二 附属機器等の検査は、次のイからハまでに定めるところにより行うこと。</p> <p>イ 外観検査</p> <p>(1) 附属機器等を分解し、目視及び非破壊検査により、附属機器等の外面について腐しよく、割れ、きず、変形等の欠陥がないことを確認すること。</p> <p>(2) 附属機器等の耐圧部分の厚さを測定し、最小厚さ以上の厚さを有していることを確認すること。</p> <p>ロ 気密試験 常用の圧力以上の圧力で、空気その他の危険性のない気体を使用して行い、漏えいがないことを確認すること。</p> <p>ハ 性能検査 附属機器等の性能試験又は作動試験を行い、附属機器等としての性能を確認すること。</p> <p>三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</p> <p>イ 検査を行った者の名称又は記号</p> <p>ロ 検査を行った年月</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 告示 第91号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月10日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・一〇経産告九一）</p>
<p>-改正法・附則- ～令和 2年 4月10日 経済産業省 告示 第91号～</p>	

施行日：令和 2年 4月10日

◆追加◆

この告示は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*